

板橋区スポーツ協会スイミングクラブ規約

第1条（名称及び所在地）

- （1） このクラブは、板橋区スポーツ協会スイミングクラブ 植村記念加賀スポーツセンター校（以下「本クラブ」という。）と称する。
- （2） 本クラブは東京都板橋区加賀 1-10-5 を所在地とする。

第2条（運営管理及び役員）

- （1） 本クラブは、公益財団法人板橋区スポーツ協会が主催し、株式会社東京ドームスポーツが共同で運営管理を行う。
- （2） 本クラブの会長は、公益財団法人板橋区スポーツ協会会長（以下「クラブ会長」という。）とし、その他の運営役員は別に定めるものとする。

第3条（目的）

本クラブは、水泳競技における競技力向上及びトップアスリートの育成を行うことにより、板橋区内のスポーツ振興を図り、もって区民の健康増進及び青少年の健全育成に資することを目的とする。

第4条（会員制度及び会員証）

- （1） 本クラブは、スクール事業（以下「スクール」という。）を行うために会員制度を設ける。
- （2） 本クラブの会員（以下「会員」という。）がスクールに参加する際は、会員証にてチェックインするものとする。

第5条（入会資格）

会員は、第3条に記載された本クラブの目的を理解し、本規約を承諾した方で、次の各号に記載する事項すべてに該当し、かつクラブ会長が認めた方とする。

- （1） 運動に適した健康状態にある方
- （2） 入れ墨、タトゥー（シール含む）をしてない方
- （3） 暴力団、暴力団関係者又は反社会的勢力に属していない方
- （4） 他の会員の円滑なクラブライフを妨げない方
- （5） 本クラブの業務員、指導員の指示を理解し従える方

第6条（入会方法）

入会希望者は、別に定める入会申込書に必要事項を記入し、月会費2ヵ月分の支払い（現金）、口座引落の手続き、指定用品の購入（水着・帽子）、指定のアプリに登録を行う。

第7条（退会）

- （1） 会員は、退会希望月の10日（10日が休館日の場合は前日営業日）までに所定の退会届を本クラブに届出することにより、その月末において退会することができる。
- （2） 会費に未納がある場合は、未納分納入後において退会届を受理するものとする。
- （3） 本クラブが退会届を受理していない場合、会員はスクール参加の有無に関わらず、会費支払いの義務が発生するものとする。

第8条（除名等）

クラブ会長は、会員が次の各号に記載された事項のいずれかに該当すると認めた場合、催告を要することなく会員資格の一時停止又は除名、その他必要な措置を講ずることができるものとする。

- （1） 本クラブ及び運営管理団体の名誉及び信用を毀損し又は秩序を乱したとき。
- （2） 施設又は施設が保有する備品を故意に破損したとき。
- （3） 本規約その他本クラブの定める規則に違反したとき。

第9条（会員資格の譲渡及び貸与）

本クラブの会員資格は、いかなる理由があっても他に譲渡及び貸与することはできない。

第10条（会員資格の喪失）

次の各号のいずれかに該当する場合、会員は、その資格を喪失するものとする。

- (1) 退会
- (2) 除名
- (3) 死亡

第11条（会費）

- (1) 会員は、別に定めるところに従いコース別の月会費1ヵ月毎に納入するものとする。
- (2) 会費は前納制とする。手続きをした口座から、支払対象月の前月27日に自動引落となる。(入会月・次月)はフロントにて入金の手続きをする
- (3) 納入された月会費は、クラブ会長が認めた場合を除き返還しないものとする。

第12条（休会及び復帰）

- (1) 傷病またはやむを得ない事由でスクールに1ヵ月以上参加できない場合、休会希望月の前月10日までに所定の休会届を本クラブに提出することにより、翌月以降を月単位で休会することができる。
- (2) 休会は、連続する2ヵ月分まとめて申告ができ、休会期間中会費は発生しないものとする。休会期間終了後は自動的に復帰するものとするし、自動引落としが再開される。(休会延長の場合は再度届出を提出する)

第13条（クラス変更）

- (1) 所属クラスを自己都合で変更する場合、変更希望月の前月15日までに所定の変更届を本クラブに提出することにより、クラス変更になるものとする。
- (2) 変更希望先のクラスが満員の場合又は会員の泳力に見合わない場合は、変更届を受理できない場合がある。
- (3) 進級によるコース変更、年齢による(J→A)(A→B)コース変更の場合、以下の通りおこなうこととする。
J→A・・・誕生月から3ヵ月以内
A→B・・・誕生月から11ヵ月以内

第14条（休業）

- (1) 本クラブは、別表に表記する日を休業日及び季節休業とする。
- (2) 施設の補修や整備など本クラブの都合により臨時休業する場合がある。
- (3) 休業に関するお知らせは、原則として2週間前までにアプリ通知及び館内に掲示する。
- (4) 施設の安全管理面などから緊急工事が必要となった場合には、あらかじめ掲示することなく一部又は全部の施設を休業できるものとする。

第15条（スクールの閉鎖、停止及び利用制限等）

1. 本クラブは、次の事由により本クラブのスクールを閉鎖、廃止又は臨時休業することができる。
 - (1) 台風その他の異常気象、風水災害、地震及び近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。
 - (2) 法令及び制度の改廃、行政指導、社会情勢及び経済状況に著しい変化があったとき。
 - (3) 施設の使用検眼が消滅するなど、運営に影響があると認められたとき。
 - (4) その他施設の閉鎖又は臨時休業の必要があると認められたとき。
2. 本クラブは、施設を利用して一般を対象としたスポーツスクール等を、あらかじめ館内に掲示することにより開催することができる。この場合、会員に対するスクール休業の補償はしないものとする。
3. 各種大会及び特別行事を開催する場合、施設の一部又は全部の利用が制限される。
その場合は、前項の一般向けスクールの開催規定を準用する。

第16条（会員の利用及び事故）

- （1） 会員は、事故の責任と危険負担において、他の会員と協調して本クラブの施設を利用するものとする。
- （2） 本クラブは、会員が本クラブと施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、責任を負わないものとする。会員同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とする。
- （3） 会員は、本クラブにおいて技量を超えた行為及び危険行為を行ってはならないものとする。
- （4） 会員は、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならない。

第17条（諸経費の改訂及び告知）

- （1） 本クラブは、会員が負担すべき諸費用について、社会情勢及び経済状況の変動を勘案し改定することができる。
- （2） 前号の場合、本クラブは改定日の1ヵ月以上前までに施設内への掲示及びアプリ通知にて会員に告知するものとする。

第18条（細則）

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は、本クラブが定めるものとする。

第19条（規約の改定及び告知）

- （1） 本規約の改定及び変更は、本クラブにおいて行うものとし、その効力は、当該改定及び変更時に在籍するすべての会員に及ぶものとする。
- （2） 本クラブが本規約の改定及び変更を行う場合は、改定日1ヵ月以上前までにその内容を施設内へ掲示及びアプリ通知にて会員に告知するものとする。

附則

本規約は、令和3年9月1日から施行する。

令和4年9月1日 改定